

日本画像学会 論文査読規程

平成 22 年 4 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 日本画像学会誌の編集に於いては、日本画像学会誌投稿規程ならびに一般社団法人日本画像学会編集委員会運営規定で定めるものの他、この一般社団法人日本画像学会論文査読規程による。

(定義)

第 2 条 本規程において「編集委員会」とは、一般社団法人日本画像学会編集委員会をいう。また「投稿原稿」とは、日本画像学会誌投稿規程に記す報文、解説、総説、資料および会員欄であり、日本画像学会誌（以下、学会誌と略す）に投稿された原稿をいう。「投稿論文」とは、日本画像学会誌投稿規程に記す報文(論文、ノート、速報)であり、学会誌に投稿された論文原稿をいう。

(投稿原稿の採否)

第 3 条 編集委員会では全ての投稿原稿に対して、学会誌への掲載の採否の判断を行う。投稿論文に対しては査読の後、掲載の採否の判断を行う。

(投稿原稿の著作権)

第 4 条 投稿原稿は、著者または一般社団法人日本画像学会（以下、本学会と略す）が著作権を保有しているものでなければならない。著作権者が複数の場合は、全著作権者が投稿に同意していなければならない。

(二重投稿の不採録)

第 5 条 投稿論文と、当該論文と同一あるいは同一グループの著者による以下のいずれかに該当する論文の内容とが、編集委員会によって同一と判断された場合には、二重投稿とみなし採録しない。

- (1) 学会等が発行する論文審査を伴う刊行物に投稿中の論文。
- (2) 学会等が発行する学術雑誌にすでに掲載あるいは採録された論文。

なお同一性の判断はその内容によって行い、記述言語、文体、体裁等の差異は問わない。また二重投稿の事実が論文の採録決定後に判明した場合、採録を取り消すことがある。

(二重投稿の例外)

第 6 条 投稿を受け付けた編集委員会の企画等によって以下に示す投稿が認められている場合には、二重投稿とはみなさない。

- (1) 本学会が主催あるいは協賛するシンポジウム等への同時あるいは並行の投稿。
- (2) 過去に学術雑誌に掲載された論文あるいはその改訂版の投稿。

(査読・査読委員の選任)

第 7 条 投稿論文は編集幹事が受理し必要な書式の確認を行い、書式に間違いがない場合は査読委員へと回付する。書式不備の場合にはその内容を投稿者へと連絡し、書式修正を行った後、編集幹事を経て査読委員へと回付する。なお原稿の受理日は原稿が到着した日付とする。

(査読・査読委員の選任)

第 8 条 投稿論文の採否を審査するために、投稿論文の学術・技術分野に精通した査読委員による査読を行う。査読委員は原則編集委員の中から編集幹事からの推薦を参考に編集委員長が選任する。ただし、著者と同一組織に所属する者など利害関係を有する者は選任しない。また査読委員は編集委員以

外からも選任することができ、編集委員会で推薦し編集委員長が委嘱する。

(査読料)

第9条 選任された査読者には別途定める査読料を支払う。

(査読の期間)

第10条 選任された査読委員は、投稿論文の査読を速やかに行い、採否の判定(掲載可、修正後掲載可、修正後再査読、却下、委員会差し戻し)を、受理から三週間以内に投稿者に連絡する。

(修正後掲載可および修正後再査読)

第11条 査読委員は、投稿論文を採録するのに必要な条件を付与して論文修正を求める「修正後掲載可」、あるいは「修正後再査読」を要求することができ、また修正された論文の提出期限を定めることができる。

(再査読の期間)

第12条 査読により修正後掲載可又は修正後再査読と判定された場合には、原稿受理日から起算して6ヶ月を経過して修正された論文の提出が無い場合に不採録とする。但し6ヶ月を経過しても、同じ内容の論文が新たに再投稿された場合には、再査読を行う。

(論文の採否)

第13条 投稿論文の採否の決定は、査読委員からの査読結果報告書をもとに、最終判断は編集委員会が行い、編集委員長は採否およびその理由を著者に通知しなければならない。審査意見などに対する異議申し立てについては、査読委員と編集委員会で対応する。編集委員長は、採録が決定された原稿を速やかに開示するため、直近の学会誌に掲載しなければならない。

(利害相反)

第14条 査読委員は、自身が著者であるような投稿論文の査読や採否の審議等に関与してはならない。

(情報漏洩・情報利用の禁止)

第15条 編集委員および査読委員は、投稿論文の査読や採否の審議等を通じて得た情報を、編集委員会外部に漏洩してはならず、またそれらの情報を利用した行為を行ってはならない。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、日本画像学会誌編集委員会の審議に基づき、理事会の承認により行う。

附則

この規程は、一般社団法人に登記した日から施行する。